

タイトル	文化財の帰趨をめぐって：歴史を所有するのは誰か
著者	手塚，薫；TEZUKA，Kaoru
引用	北海学園大学人文論集(56)：75-96
発行日	2014-03-31

文化財の帰趨をめぐる —— 歴史を所有するのは誰か ——

手塚 薫

1. はじめに

米考古学者ハイラム・ビンガム（Hiram Bingham）が発掘し、1912～16年に米国に持ち帰った出土品を含むペルーの世界遺産マチュピチュ遺跡（Machu Picchu）からの考古学遺物が2011年11月に米エール大学（Yale University）ピーボディミュージアム（Peabody Museum）からペルーに返還された。我が国でも王室の主要行事が絵画で記録された文書、「朝鮮王朝儀軌」が2011年の10月から11月にかけて韓国に引渡された。マチュピチュの例は植民地経営にとまなうものでも、紛争時に持ち出されたものでもない。ペルーとミュージアム側の主張にも距たりはあったが、政治的な決着がはかられたとの見方もある。一方、歴史的文献である「朝鮮王朝儀軌」は日本統治時代に朝鮮総督府を経由して日本列島にもたらされ、1965年の日韓両国間で締結された『日韓文化財・文化協定』によって、両国間及びその国民間の請求権の問題は、「完全かつ最終的に解決」したことになってはいるものの〔中内2011：15〕、韓国併合後100年を契機に、韓国国民の感情をも配慮に入れて、未来志向の日韓関係を構築するために、「返還」ではなく「引渡し」という用語を使って実現したものである。

原産国側から現所有国側に対し、文化財の返還を求める動きは2000年代に次第に加速し、そのひとつの頂点として2010年4月7日から8日にかけてエジプトのカイロで「文化遺産の保護と返還のための国際協力に関する会議」についての国際会議がイタリア、インド、エジプト、韓国、ギリシア、シリア、中国、ペルーなど22カ国からの代表を集めて開催された。主

要議題は戦利品としての文化財の国際的売買や現在欧米のミュージアムなどにある文化財を確実に取り戻す方策を協議することであった。翌年には第2回目の会議がペルーのリマで開催された。こうした文化財についての原産国側からの主張は、武力紛争時における文化財の破壊や略奪の被害の深刻さをたびたび経験した国際社会の合意形成の動きと機を一にしている。

この2つの国際会議の機先を制するように、早くも2002年には、欧米18の著名なミュージアムの館長が「普遍的ミュージアムの重要性と価値に関する宣言」¹⁾に署名した。その趣旨を要約すれば、これらのミュージアムにある貴重な文化財は一国の所有に帰すべきものではなく、現在の施設においてこそ長年にわたり適切に管理されてきたのであり、世界中の人々がこれまで、そしてこれからも、安心して鑑賞できるということになる。

戦乱時の混乱に乗じて原産国から持ち出された文化財が、それを生み出し、多年にわたって保持してきた国に返還するのは至極当然のことのようには思われるが、事態はそれほど単純ではない。本稿は、国際的な文化遺産の移動をめぐる惹起された文化財を所有する権利は誰にあるのか、また歴史を所有するのは誰なのかに焦点をあてる。往々にして自然災害よりも大きな災厄をもたらす紛争時における人為的災害を踏まえ、国際社会が模索してきた文化財の保護に関する3つの重要な国際条約について紹介する。

また、上記のような国家間の論争の火種以外にも、コレクションの帰属をめぐる事案は少なくない。文化遺産の流出に関する国家間レベルでの文化財流出防止のための国際規範形成のプロセスや法制度上の特徴についてはこれまでも取り上げられる機会は多かった一方、個人間あるいはコミュニティ間の流出については、その陰になって従来あまり注目されてこなかった。そこで、筆者がミュージアムの学芸員として経験したよりミクロな文化財の所有をめぐる感情の軋轢についても言及する。すなわち、教科書や美術書に掲載されるほどの至宝として扱われていないにしても、文化継承の資源としてその重要性が認識され出したアイヌ民族の手元から外部

に流出したアイヌ文化財の問題について扱う。

2. 1954 年ハーグ条約

第1次世界大戦と第2次世界大戦を含む様々な国際紛争で生じた文化財保護への取組みとして国際紛争に関わる国際条約の締結が望まれていた。とりわけ占領地における略奪美術品の返還及び補償を確保する必要性が生じたため、1946年に設立された国際連合教育文化科学機関（ユネスコ）主導による専門家の会議や総会決議をへて、文化財保護に関する人類史上初めての普遍的な国際条約「武力紛争時における文化財の保護に関する条約」（以下、1954年ハーグ条約と表記）が1954年に採択された。

ハーグ条約はその前文に「文化財が近年の武力紛争時に、戦争技術の発達によって深刻な被害を受けることを想起するとき、破壊の危険性はますます高まっている」、「各人が世界の文化に貢献を果たすうえで、文化財に対する損失は、文化財がどの人民に所属するかに関わりなく、全人類の文化遺産に対する損失であることを意味する」と明記されているように、武力紛争時のみを対象としている規定と見なされがちであるがそうではない〔高橋・益田 2010：227〕。第3条「文化財の保護手段」では、平時から自国内の文化財に対し、有事において予見される影響に対する予防策をあらかじめ講じることを求めている。また、第6条「弁別的な表示」では、16条に記される盾をあしらった濃紺と白の独特のエンブレムをつけて文化財の価値を明示させる規定もある。しかしながら、このエンブレムによって重要な文化財の識別が容易になり、かえって攻撃的になるという懸念も表明されてきた。事実、旧ユーゴスラヴィア紛争では、このエンブレムをつけた文化財が多数破壊されたという苦い経験もある〔藤岡・平賀・斎藤 2008：901〕。

日本は、昭和20年8月までの6ヶ月間で206棟の国宝が消失するなど甚大な影響を被ったことから、1954年に条約と議定書にそれぞれ署名をしたが、朝鮮戦争が勃発したことも重なり、批准をする機会を失っていた。

ようやく 2007 年 9 月にハーグ条約と第一議定書及び 1999 年に採択された第二議定書を批准した。第二議定書では、4 つの NGO、つまり国際文書館評議会 (ICA)、国際博物館会議 (ICOM、以下イコムと呼称)、国際記念物遺跡会議 (ICOMOS)、国際図書館連盟 (IFLA) によって設立されたブルーシールド国際委員会 (ICBS) に「武力紛争時における文化財の保護に関する委員会」の顧問資格を与えるなど、ハーグ条約の欠点とされた武力紛争時における実効性を高める改善がみられた。

なお、英米はこの条約に加盟しておらず²⁾、2003 年のイラク戦争ではバグダードにある国立ミュージアムの資料が多数略奪された。米軍はイラクの石油省の警備には熱心だったが、国立ミュージアムの警備を自ら引き受けようとする意思はなかったとされる〔荒井 2012 : 145〕。

3 . 1970 年文化財不法輸出入等禁止条約

ユネスコにより 1970 年に制定 (1972 年発効) されたこの条約の正式名称は、「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」(Convention on the Means of Prohibiting and Preventing the Illicit Import, Export and Transfer of Ownership of Cultural Property — 1970) (以下、1970 年文化財不法輸出入等禁止条約と表記) である。現在の締約国は約 120 カ国である。

ユネスコのホームページによれば、1960 年代の終わりから 1970 年代の初頭に、とくに南半球の国々ではミュージアムと遺跡での窃盗が増加し、北半球の国々においては、個人のコレクターや時には公的機関すら関与した詐欺行為によって輸入されたり、出所不明の資料を収集するケースが多くなったことに鑑み制定されたものである。1954 年ハーグ条約によって定義された「文化財」を現代化し精緻化したものといえる〔荒井 2012 : 147〕。具体的には、歴史的文化財の対象を広げ、保護の対象となる美術品には写真、映像、音声記録を追加した。

1970 年文化財不法輸出入等禁止条約は、締約国に以下の 3 つの分野で行

動を起こすことを求めている。

1) 予防手段：

目録，輸出証明，交易の監視，刑罰あるいは行政処分を科す。

2) 返還規定：

条約の発効後に原産国の要求があれば，締約国はその文化財を返すための適切な行為をとる。ただし原産国は善意の購入者あるいはその文化財に正当な権利を所収している者に対し，正当な補償を行うものとする。

3) 国際的な連携の枠組み：

締約国が連携を強化する意図が条約全体に込められている。文化的な至宝が略奪の危機にさらされているような場合は，第9条により，輸出入の制限に関わる要求のような特定の企てを講じる可能性を示している。

4. 1972 年世界遺産条約

正式名称は，「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（Convention concerning the protection of the world cultural and natural heritage）（以下，1972 年世界遺産条約と表記）であり，2013 年 4 月段階での締約国数は 190 カ国となっている。

文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷，破壊等の脅威から保護し，保存するための国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的とする。1972 年パリで開催された第 17 回ユネスコ総会で採択され，1975 年 12 月発効している。日本は 1992 年 6 月の国会承認を経て 1992 年 9 月に批准発効した。

世界遺産は各締約国からの推薦に基づき世界遺産委員会が判断する。日本は 2015 年の任期終了まで世界遺産委員会委員国の一員となっている。現在，日本にある世界遺産は，法隆寺地域の仏教建造物（1993 年 12 月）や昨年登録されて話題となった富士山（2013 年 6 月）などが挙げられる。自然

遺産としては、古くは屋久島(1993 年 12 月)、最近では北海道の知床(2005 年 7 月)、及び小笠原諸島(2011 年 6 月)などがある。

1972 年世界遺産条約主要規定は、外務省の広報文化外交の HP 上では以下の 6 点に要約している³⁾。

- (1) 保護の対象は、記念工作物、建造物群、遺跡、自然の地域等で普遍的価値を有するもの(第 1～3 条)。
- (2) 締約国は、自国内に存在する遺産を保護する義務を認識し、最善を尽くす(第 4 条)。また、自国内に存在する遺産については、保護に協力することが国際社会全体の義務であることを認識する(第 6 条)。
- (3) 「世界遺産委員会」(委員国は締約国から選出)の設置(第 8 条)。同委員会は、各締約国が推薦する候補物件を審査し、その結果に基づいて「世界遺産一覧表」を作成するほか、締約国の要請に基づき、同一一覧表に記載された物件の保護のための国際的援助の供与を決定する。同委員会の決定は、出席しかつ投票する委員国の三分の二以上の多数による議決で行う(第 11 条、第 13 条)。
- (4) 締約国の分担金(ユネスコ分担金の 1 %を超えない額、我が国の場合、2012 年は約 3,850 万円)及び任意拠出金、その他の寄付金等を財源とする、「遺産」のための「世界遺産基金」を設立(第 15 条、第 16 条)。
- (5) 「世界遺産委員会」が供与する国際的援助は、調査・研究、専門家派遣、研修、機材供与、資金協力等の形をとる(第 22 条)。
- (6) 締約国は、自国民が「遺産」を評価し尊重することを強化するための教育・広報活動に努める(第 27 条)。

一覧表登載の遺産を保護するために国際社会全体での責務を謳っており、また、「遺産」を評価し尊重することを求める教育・広報活動によって自国民の認識を深めるなど、1970 年文化財不法輸出入等禁止条約との共通点もあるが、通常は文化財より規模の大きな遺産を扱う性格上、不法な国際取引を規制するような条項はない。

5. 文化財の扱いに関わる国際条約の課題

上述した条約には、それらの条約が発効する以前に原産国から持ち出された文化財に適用が及ばない遡及効力の問題があり、そもそも条約に未加盟であれば文化財の不正輸出入や返還に関して拘束力をもたないといった課題もみられる。また、文化財返還の意思があったところで、当該国の国内法を改正しなければ、それを実現することが困難であるというケースもあり⁴⁾、事情は複雑である。

さらに、新設されたコレクションを数多く有していないミュージアムが、収蔵資料を増やすために掘り出し物を購入するなど、恒常的な努力が求められることも理解できる。しかし、オークションや美術品ディーラーから購入する場合に、美術品が非合法に取得されたものでないことを証明するのは難しい。これらの国際条約が資料収集の足かせになっているかもしれないという要素は確かにあろう。米メトロポリタンミュージアム（Metropolitan Museum of Art）の館長が慨嘆したように、資料が製作されたときに存在すらしなかった国に文化財を返す必要があるのだろうか⁵⁾。彼が表明した古物は全人類の遺産なのだという立場もあながち無視できない。さらに事態を複雑にさせているのは実際に次のような有名な事案が発生しているからである。米ロサンゼルスにあるゲッティミュージアム（the J. Paul Getty Museum）は、紀元前 300 年頃の青年ブロンズ像をかつて購入し、展示ギャラリーの目玉にしていた。ところが、イタリアはこの像が犯罪行為によって国外に持ち出されたと主張し、強硬に返還を要求した。事の真相は、1964 年にイタリア北東部のファーノを出航した漁民が、旧ユーゴスラヴィア沖の公海上で操業中に漁網にかかったこのブロンズ像を、イタリアに持ち帰り、それを地元で売り払った。やがてこの作品はブラジル、英国を経てドイツにわたり、ミュンヘンの美術品ディーラーがポール・ゲッティその人に販売したというものである。この場合、この美術品はいったい誰のものとするのが適切なのだろうか。

必ずしも武力紛争によらない平時の文化財所有権の移動問題をカバーす

るために、その後 1995 年にユニドロワ（UNIDRIOT）条約が策定され、2004 年 10 月にはイコムの職業倫理規定が改訂されている。

前者は第 4 条に、盗取され、または不法に輸出された文化財について、もとの所蔵者が現所有者に対し、直接の返還請求権を有することを定めており、1970 年文化財不法輸出入等禁止条約よりも強力であるとされるが、この請求権は文化財の所在が判明した日から 3 年、及び盗取された日から 50 年で時効が成立する〔島田 2011：96-97〕。

イコムは 1946 年に創設された国際的な非政府機関で、ユネスコと協力関係を保っている。世界 136 カ国（地域を含む）から約 3 万人以上のミュージアムの専門家が参加する世界最大規模のミュージアム問題を討議するコミュニティである。ミュージアムの倫理に関する問題や、災害等の緊急時における対応を検討する 31 の専門委員会が組織され、ミュージアム関係者が遵守すべき倫理規定の策定にも積極的に携わってきた。そのイコムによって 2004 年 10 月に改訂された『職業倫理規定』のセクション 6 には、「所蔵品が由来する、もしくは博物館が奉仕する地域社会との密接な協力のもとに行う博物館の業務」の項目があり、「博物館の収蔵品は、それらが由来する地域社会の文化的小および自然の遺産を反映する。そういうものであるから、それらは、国の、地域の、地方の、民族的、宗教的もしくは政治的独自性との強い類縁性を含みうる、通常の属性を超えた性格を有する」との基本原則を記し、文化財とそれを産み出した地域との一体性を重視する価値観を強調している。この考えは、文化財現地保存主義とも呼べるもので、先述した普遍的ミュージアムが唱道する文化財国際主義、あるいは 1954 年ハーグ条約前文にある「文化財に対する損失は、文化財がどの人民に所属するかに関わりなく、全人類の文化遺産に対する損失である」という精神とは矛盾する概念であることに注意されたい。

6. 国内文化財の流出

従来の研究に見られる特徴は、国際的な合意形成の歴史に焦点をあてて

記述したり、条約の実効性など法制度の観点からの分析が中心だった。法制度という点に限定しても、文化財の所有が当時適法だった場合でも、植民地主義の精算とともに疑惑が生じるなど、所有の適法性の判断をいつの時点で下すかによっても違いが生じる。また、海外の有名な美術品の盗失や返還事例を取り上げることがあっても、われわれに身近な事例や日本国内のどの分野に適用可能なのかについて十分な関心が示されてこなかった。国際条約の解釈が今後の文化財の保護や管理に具体的にどうつながるのかなど、実践的な指針を示してはいない⁶⁾。

2012年10月には長崎県対馬市の観音寺の本堂の古い仏像が盗難に遭い、後日韓国で発見され、無事に回収された。窃盗グループの首謀者が立件されたものの、大田地裁により返還差し止めの仮処分が下されたため日本への返還は宙に浮いた状態となった。つまり、仏像が日本にわたった経緯が判明するまで返還を見合わせるというものである⁷⁾。もともとは朝鮮半島で製作された仏像であるというのがその論拠になっているようなのだが、このことは文化財をめぐる両国の交流関係にも暗い影を投げかけている。今年の春に、九州国立博物館、奈良国立博物館、韓国国立中央博物館が共催で『大百済展』（仮称）を実施する計画があったのだが、延期になった。出展者から対馬の事例のように、韓国で展示された後に仏像が戻ってこないのではないかと懸念が示されたためという。先の朝鮮王朝儀軌の引渡しの意義が十分認識されず、文化交流の機運を盛り上げるどころか、韓国国内の新たな文化財返還請求の声を高めることにつながってしまった可能性も考えられる。

7. 展示資料へ寄せられた略奪疑惑

「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」によって1997年に設立された財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構による記念すべき初めてのアイヌ文化普及事業（国内の「工芸品展」）として「アイヌの美 装い 土佐林コレクションの世界」は、翌年

1月から3月まで道内3カ所のミュージアムで巡回された。この展示事業にあわせて図録が刊行されている〔財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構(編)1998〕。

展覧会委員及び財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構理事長らが出席するこの企画を検討する事前の会議の席上、出席者の一人から、そもそも土佐林コレクションのアイヌ資料には略奪品の可能性があるのではないかと懸念が示されたという。このときは、略奪によって通常イメージされるような資料の収集の実態はとくに確認できないという別の出席者の意見によって、それ以上略奪品に関する議論は行われなかった。財団の初回事業ということもあり、展覧会に使用する資料の選択に神経質になっていたことがうかがえる。しかし、問題の核心は、資料の由来と略奪の定義にも及んでいないことである。購入、寄贈、貸与、もしくは交換の申し入れがあった資料は、すべて取得の前に、違法に取得されたものではないことを確認するためのあらゆる努力を払うべきであるというのが現代のミュージアムの行動原則であろう。つまり、正当な注意義務を払ってその資料の制作以来の由来を明らかにするべきであり、出所の疑わしい、もしくは由来の不明な資料を展示することを避けるべきであるのは当然である。ただし、古い資料が取得・収蔵されるに至った経緯を詳らかにすることは、たいていの場合困難がともなう。また資料のやりとりでドキュメントの証拠を残さない場合もある昭和初期頃までの時代背景をも考慮に入れる必要がある。

土佐林コレクションを収集した土佐林義雄は、1887年に米沢市に生まれ、早稲田大学理工科建築学研究室助手、北海道大学予科の講師・教授を歴任し、北大を退官する1949年までの間、北方先住民族の美術工芸に関する研究を続け、戦争の混乱のなか、散逸しがちだったこれら北方少数民族のうち、とくにアイヌ資料の収集に努めた〔早稲田大学文学部考古学研究室(編)2004:2〕。土佐林コレクションの特色は、アイヌの衣文化を体現する樹皮衣、木綿衣のほか、タマサイ(首飾り)、ニンカリ(耳飾り)などの装身具、マキリ(小刀)、イクパスイ(棒酒篋)などが多く、その総数は

200 点に及ぶ〔昭和女子大学光葉博物館（編）1995：14-15〕。1962 年と 1985 年に遺族からこれらの資料が早稲田大学に寄託され、同大学會津八一記念博物館に収蔵されている。収集の具体的な経緯⁸⁾についてははっきりしないが、遺族らの証言等から、少なくとも、アイヌの古老のお宅を直接訪ね、身の回りに置いてあった首飾りを所望し、譲られたこともあった〔児島 2004：7〕。また、欲しいものが譲られないときには、同じものを製作してもらいそれが完成すると受け取りにいったという〔児島 2004：8〕。

北海道倶知安町で開催された北海道開拓記念館主催の展示会「移動開拓記念館 北方民族資料展」でも、筆者は同じような体験をした⁹⁾。筆者は当時この北海道立のミュージアムに勤めており、地方への巡回展の展示企画を担当していたのである。展示公開中のある日、来館者の初老の女性（アイヌか和人かは不明）から、唐突に「ここにあるアイヌ資料はアイヌから奪い取ったものではないのですか」と言われた。展示中の特定の資料を指しての発言ではなく、また、公立博物館に力尽くで奪い取った収集履歴のある資料など存在するわけがないとたかをくくっていた筆者にとって、この質問は晴天の霹靂以外の何ものでもなかった。

北海道開拓記念館収蔵のコレクションは、アイヌ資料に限らず基本的に善意の寄贈によるものが中心で、その他購入したものと説明したというように記憶している。しかし、女性はそのような説明に納得せず、さらに「いいえ、奪い取ったものがあるというふうに聞きましたよ」とたたみかけてきた。一方でその当時、タイムリーな収集が行われなければその資料が現在まで保存されていたかについても率直にいったかなり悲観的にならざるを得ない。つまり、資料を保存させようとする体系的な努力なしに資料の保存はあり得ないからである。一端倉にしまいさえすれば、後世まで保存されるというものではないからである。現在のミュージアムでは、総合的有害生物管理（IPM）という新しい資料の保存対策手法が主流となっており、そのことは資料が常に汚損される運命にあることを示している。いずれにしろ、その女性とのやりとりは、今まで考えようとしなかったその問題に筆者の目を向けさせるきっかけとなった。普遍的ミュージア

ムと原産国の間の主張のずれと同じ構図が、一地方の展示においても見られたことになる。

8. 略奪の定義

とりわけ気になったのは、略奪の定義についてであった。略奪が文字通り強制的な行為によって原所有者の手から奪い取られたものではなく、譲られたり、金銭による決済がともなっていた場合でも、両者の間に経済的・政治的な格差が横たわる場合には、略奪行為とみなされてしまう余地が残されていると感じたからであった。購入の履歴が残されていても、それが両者の間で十分納得できるような適性の価格だったかどうかにも立ち入った判断は難しい。とくに生活に困窮しているために民具を早急に手放さざるを得ないような場合は、民具を差し出した側に、往々にして後々まで後悔の念が残ることになる。

さて、ここで紹介したいのは、国内最大の規模を誇る国立民族学博物館(以後、民博)の資料収集をめぐる持ち上がった議論である。2000年に民博の研究者がアムール川下流のウリチ民族の伝統的な船を地元のウリチ民族に製作してもらい、2001年に同館で実施した展示会のために購入した。東北学院大学の教授榎森進は、2008年に北海道大学アイヌ・先住民研究センターで開催されたシンポジウム『アイヌ研究の現在と未来』のなかの自らの報告「これからのアイヌ史研究にむけて」でこの事実を取り上げた。シンポジウムの成果は2010年に図書として刊行され、このときの報告の内容も収録されている〔榎森2010〕。少々長くなるが、誤解がないようにこの部分を以下に引用する。

「この復元作業にはかなりの費用を要したのだと思うが、ブラウ村¹⁰⁾にはこの船が無い。わずか1艘の船を復元したに過ぎないからである。つまり、日本の国立民族学博物館は、ウリチ民族にかなりの金を払い、ウリチ民族の伝統文化の知識を有している有能な方々に依頼して彼らの伝統的な船を1艘だけ復元してもらい、それを金で買ったわけだ。こう

した事実を目の当たりにした時、私は、非常に悲しくなった。日本の唯一の民族学博物館が、現在でも、このようなことをすることに怒りさえ覚えた。ここに現在の日本の博物館が有する悪い体質が余すところなく表現されているように思う」〔榎森 2010：57〕

たった一艘の船のみを伝統的知識を記憶する長老たちの指導で復元し、完成と同時に金の力で民博へ持ち去って民博コレクションに加えしまったために、地元には技術再生や文化伝承を可能にする資源が何も残されていないことを痛烈に批判している。もしも地元のウリチたちがそのように認識しているのであれば、船を復元するための「かなりの金」という対価を支払ったとしても、世界中の民族資料を一カ所のミュージアムに集めて見せなければ気が済まないコロニアリズムの特権意識を未だ露骨に現しているとも受け取れる。

こうした批判に対し、このプロジェクトを実施した責任者で、当時民博の教授だった大塚和義は、この交易船の製作はブラワ村の執行委員と現地住民代表の合意を得、ウリチ地区民族委員会文化局の許可のもとに進められ、完成した船の梱包・搬送にもなって大変困難な課題が持ち上がったが、長年にわたって築き上げてきた日ロ双方の信頼関係によってそれを乗り越えることができたのだと反論している〔大塚 2011：125-126〕。大塚はさらに続けて、アイヌのイタオマチブ(大型の交易船)製作の場合にも、最初の復元に民博が主体的に関与したことがきっかけとなり、その後各地でアイヌ自身による活発な技術と文化の継承につながったと述べ、いずれアムール川流域でも先住民によって文化再生運動の流れができるだろうと結んでいる。

どちらの主張に耳を貸すかはともかく¹¹⁾、金銭的な支払い関係が成立していても観念・感情的なレベルでの略奪が成立する余地が残されており、現代ではとくに収集に関わる道義的な責任が問われるケースが生じがちな点はよくわきまえておかねばならない。現地のいわゆる伝統的文化の多くが失われているような状況のもとで資料を収集しようとする立場にある者は、資料を根こそぎ持ち去ってしまうばかりではなく、小数先住民族

文化の再生の基盤作りの協力も求められている。もちろん民博関係者もこのことは先刻承知であろう。

9. 信頼関係の成立要件

アイヌ資料の収集においても、政治的・経済的な立場の違い、あるいは民族・文化などの壁をやすやすと乗り越えるようなケースはまれであるにしても全く存在しないわけではない。そのような事例を考えるうえで以下の医師の活動について紹介したい。

1919年の旧土人保護法の改正された後、1922年に胆振国白老村(現白老町)に北海道庁立白老病院(白老土人病院)が開院した。その院長として診療にあった高橋房次は、周辺に病院がないためにアイヌばかりでなく和人の診察も行った。

1933年にアイヌ子弟が通う白老第二尋常小学校で行われた白老病院10周年記念式典の際、代表のアイヌ森久吉が「高橋院長の慈父にも及ばざる診療と生活向上に対する平素の指導とにつき熱涙溢るゝ感謝の辞」を述べたという(1933年12月12日付け室蘭毎日新聞)。

当時の医療慣習について山田淳子は次のように述べている。

「白老病院の待合室では、和人もアイヌの人々もともにまじって診察を待っていたが、当時はそれが珍しい光景だった。和人は畳の部屋、アイヌは下座と区別されることが当たり前で、そうした差別が公然と行われている時代だったのである」。また、当時を知る和人の一人は、そうした診察手法に違和感はなかったかと問われ、「高橋先生のところはそれが普通だったから、あそこではそれが当然だった」と語っている〔山田(編)2013:25〕。

当時の患者の一人だった伊東稔夫妻はとある日の診療費のことについて以下のように記憶している。

「先生、お金……」「ああ、良いよい」ってなもんで、そうした恩を返そうと、普段は「これは先生に食わせなきゃいかん」ととれた魚や野菜の食べ物を先生のところに持って行った。常に先生の家は大変だったろうと思う

〔山田（編）2013：40〕。

房次の孫の高橋岳もそれを次のように裏付けている。

「なんであんなに家に金がなかったのかと思います。ほんとになにもない。ただ、子どもの頃から食べるのに苦労したって記憶は一切ないです。それはアイヌの人たちが全部持ってきてくれるわけです。収穫のときになると大根やらとうきび、芋、カボチャとかね。カニとかイクラとかもね」〔山田（編）2013：41〕。

これらの例は、献身的な地域医療に身を投じた結果、アイヌから信頼を得て、食材の提供を受けるまでになった親密な関係を描写している。残念ながら、房次に関心がなかったためなのか、贈られたアイヌ民具については存在の記録がない。

10. 譲られたアイヌの民具

北海道開拓記念館所蔵の広田コレクションは、明治20年以降現日高支庁管内の複数の村落で医師をした広田忠明が所持していたもので、アイヌの長椀2点、木皿1点、ござ3点、布織り用篋2点であり、1993年に遺族により寄贈された。広田忠明本人がアイヌ文化に関心を持って収集したというよりは、遺族によって語り継がれているように、貧しい人々に対して無償で診療活動を行っていた見返りに贈られたと考えることが自然であろう〔北海道開拓記念館（編）1998：105-106〕。この例も診療活動を介した地元の人たちの交流が資料のやりとりの伏線になっている。

北海道二風谷での診療活動のかたわらアイヌ研究を続けたニール・ゴードン・マンローも村人の信頼を得てアイヌ資料を収集したことでは広田忠明と共通点がある。マンローが収集し、国内外に残存するアイヌ資料の中には、木盆や矢筒などの他、他人に見せることがはばかれる女性の守り紐（ラウंकッ）がある。日々の村人の無料診療だけでなく、生活や健康上の細々とした相談にのり、信頼を得て資料を収集した過程を裏付けるような好例となっている〔手塚2002：100〕。

上記の例で見てきたとおり、このように互いの信頼関係から民族資料(文化財)の所有の移転が行われた場合は、時間的な経過を経ても旧蔵者からの返還の申し立てがなされることはないはずである。

11. アイデンティティの政治

先住民運動に代表されるような活動の中には、自らの特権に無自覚なまま集団的権利を求めることがあり、伝統とは無縁のアイデンティティの政治に過ぎないと論難されてきた。アイデンティティの政治は社会を混乱させ、民主的手法による秩序維持を困難にする要因とされるからである。しかし、アイデンティティの政治を社会変革の促進材料として肯定的に論じることが可能であろう〔太田 2013: 200〕。

すでに製作の技術が失われてしまったような国内外のアイヌ資料を現代のアイヌ文化継承の目的で利用する機運が高まりつつある。国内にあるアイヌ資料の総数は約2.8万点といわれ、その収集についての調査は小谷凱宣を代表とする日本学術振興会科学研究費によって徐々に明らかにされてきた¹²⁾。その内容は骨董商を通じての収集、個人コレクターによる収集などの事例が多く、民族学的な関心から体系的に収集されてきたわけではなく、特定のジャンルに偏りがみられる〔古原 2004: 150〕。後者の事例は、購入もしくは古い資料を無料で入手するケースが多い。骨董商は出品者との関係から来歴を秘すことも多く、価格を上乗せするために、破損部分を別の資料のパーツなどで換装・補充するなど、製作地や使用地などの学術上の価値が下がるケースが少なくない。

それに対し、欧米の歴史的ミュージアムが収集したアイヌ資料には、明確な収集の意図があるために、いつ、だれが、どこで、どのように使用していたかなどの資料に付随する「基本的背景情報」が比較的充実している〔小谷 2004: 7〕。とりわけロシア国内に所在するアイヌ資料は基本的にあらゆる生活領域を網羅しており、収集者自身によって撮影された写真資料があり、民族資料の理解を促進するものとなっている〔荻原・古原 2007:

28]。欧米の歴史的ミュージアムは、資料の少ない分野を補強するなど戦略的な収集を心がけることが多く、ゆえに国内にはすでに存在しないような貴重な資料が眠っていることが少なくない。

そういう状況下で、北海道のミュージアムでよく見られる、文化継承を理由に収蔵資料を自由に触れながら閲覧させてほしいというアイヌ側からの要求は、往々にしてミュージアム関係者に戸惑いを感じさせる。ミュージアム側が資料保存の見地から、あるいは閲覧者への平等性を保持する観点から、自由な閲覧の申し出に対し、ある種の抵抗を禁じえないことは理解できる。アイヌ側の主張が、かつてアイヌ民族に所属していた資料を自由に閲覧できないといういらだちに由来するものであったとしても、そのことが資料の返還請求にただちにつながっていると理解する必要は必ずしもない。アイヌからの異議申し立ては、ミュージムとアイヌの間に存在するミュージアム活動へのアクセスの制限に対してなされたものとみることとも可能であろう〔出利葉 2012：146-147〕。その場合は、先住民による政治的アイデンティティの表明と捉えることもできよう。

土地や資源に関する権利の縮小に直面してきた北米の北方狩猟採集民にとって、狩猟採集文化を保全し継承していくにあたり、実際に猟に出かけないにしても、法によって猟を行なう権利が保障されていることが重要であると指摘されている〔スチュアート 1996：146〕。ここでのポイントは、生業活動という「伝統文化」を実際に行なうことではなく、いつでも行なえる立場にあるという選択肢があることが重要なのである。資料の閲覧請求もそれとパラレルな関係にあると考えられないだろうか。散逸したアイヌ資料をアイヌ自身が必ずしも実際に所有していなくても、気が向けばアイヌ文化の継承活動のためにガラス展示ケース越しにではなく、アイヌ自らがハンドリングしながら、観察したい部位を自由に閲覧できる形態が保証されていることこそがより重要である。

このような環境を国内外で整備できれば、ミュージアムにおける資料の取り扱いの原則で否認するのでも、アイヌの手から離れた文化財の返還を声高に要求し、国内であるいは国家間で文化財の移転を行うことに固執す

るのでもなく、次世代への文化継承の実利をとることができる。

12. むすびに

「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が提言し、国が2020年夏の完成を目指して北海道白老町のポロト湖畔に整備しようとしている「民族共生の象徴となる空間」(象徴空間)の具体的な機能の一つとして、先住民族としてのアイヌの歴史、文化等の総合的・一体的な展示、実践的な調査研究、伝承者等の人材育成が掲げられている。このためには相当数のアイヌの物質文化に関わる資料の集約と保管、したがって国内外にあるアイヌ資料の少なくとも一部の移管が欠かせないと考えるが、具体的なロードマップは示されていない。一方で、人骨の保管場所を確保する動きの方は加速している。すなわち、「大学等にあるアイヌ人骨のうち、遺族等への返還の目途が立たないものは、国が主導して象徴空間に集約し、尊厳ある慰霊に配慮」することが内閣官房アイヌ総合政策室のホームページにも明記されており、「象徴空間」内に建設される予定の慰霊施設、あるいは国立博物館に安置されることが一見妥当であるかのような印象を与える。しかし、大学等に残されているアイヌ人骨の実に99%は、身元を特定するために、副葬品と人骨を一体的に保管してこなかったことや、保存管理が不徹底だったために、個人特定ができず、遺族等への返還の目途がたっていない。人骨の保管場所の移転によって、これまでそれらの人骨に基づいて研究を実施してきた大学の道義・歴史的責任が曖昧になってしまうとしたら、これは大いに問題であろう¹³⁾。

先述したイコムの『職業倫理規定』には、セクション2.5に、文化的に慎重さを要する資料という項目があり、そこには「遺骸および神聖な意義を持つ資料は、安全に所蔵されかつ敬意のこもった保管が可能な場合のみ取得されるべきである。これは専門職業上の基準に則り、かつ知られている場合にはそれらのものの由来する地域社会あるいは、民族的もしくは宗教的団体の構成員の利益と信仰に矛盾しない方法で達成されなければなら

ない」（下線筆者）と記されている。収集にあたった側の責任と誠実な対応が、今こそ求められなければならない。

謝 辞

本文を執筆するうえで、平成 25 年度北海学園学術研究助成（総合研究
研究代表者：安酸敏眞先生）による研究成果の一部を使用した。また、北
米の Native American Graves Protection and Repatriation Act（NAG-
PRA）など神聖な遺物等の返還の事例については、水崎禎氏に資料の提供
を受けた。

なお、本文中では敬称を略させていただいた。

注

- 1) Declaration on the Importance and Value of Universal Museums.
以下のウェブから入手可能。(http://icom.museum/fileadmin/user_upload/
pdf/ICOM_News/2004-1/ENG/p4_2004-1.pdf)
- 2) 核兵器使用のフリーハンドを維持することが大きな目的であると考えられ
る。
- 3) 以下のウェブ参照。http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/
kyoryoku/unesco/isan/world/isan_1.html
- 4) 佐藤創の「イギリスにおける国立博物館の『入場無料』政策の維持と文化
財返還請求をめぐる」『IDE-JETRO 海外研究員レポート 2010 年 11 月』
(http://www.ide.go.jp/)によれば、英国において返還は the British Museum
Act 1963 に違反するという。
- 5) 古代ギリシアの偉大な画家エウフロシネの手になるクラテー（ワインと
水を攪拌するつぼ）を 1972 年に購入したメトロポリタン美術館は、後にそれ
がローマ近郊で盗掘された資料であることを認め、イタリアへの返還に応じ
た。その直後にフィリップ・モンテペロ館長が述べた言葉だという（New-
sworld 149.10:54）。
- 6) 管見の限りでは唯一、林容子〔2004〕が在日朝鮮文化財問題の解決に向け
て具体的な提案を行っている。
- 7) 日本と韓国は、1970 年文化財不法輸出入等禁止条約を締結している。この

条約では、原産国である締約国の要請により、盗取された文化財の回復及び返還について適当な措置をとることが求められている。

- 8) 骨董屋から資料を購入することはなく、また逆に入手した資料を骨董屋がどんなに売って欲しいと要求しても売ることはなかった〔児島 2004: 8〕。
- 9) この展示会では、開拓記念館に収蔵される以前に、個人あるいは機関コレクターによって所蔵されていた収集経緯の異なる 10 のコレクションが展示されていた。アイヌ資料の他、米ワシントン大学トーマスバーク博物館との資料交換で得た北米先住民資料など、点数は少なかったがアイヌ以外の北方少数民族の資料も展示された〔北海道開拓記念館(編) 1991: 58-63〕
- 10) アムール川下流域にある現存するウリチ民族最大の村落のひとつ。
- 11) 筆者は、第三者の論評ではなく、当事者のうち、現地の人々が実際のところどのように感じているのかがこの問題を考える要諦であると考え。
- 12) 2005 年から始まった国内のアイヌ資料の調査に関しては、〔佐々木・古原・小谷(編) 2008〕文献を参照のこと。
- 13) 新聞報道によると、2013 年 9 月 11 日に旭川アイヌ協議会は、身元の分からないアイヌの遺骨を集約する「象徴空間」の慰霊施設の建設中止を求める共同宣言を国や道に提出した(2013 年 9 月 12 日毎日新聞 地方版/北海道)。有識者だけではなく、それら人骨の直系子孫としての先住民アイヌの意向を十分に踏まえた判断がなされるべきだと考える。

参考文献

- 荒井信一 2012『コロニアリズムと文化財——近代日本と朝鮮から考える——』岩波新書。
- 榎森進 2010「これからのアイヌ史研究にむけて」『アイヌ研究の現在と未来』北海道大学アイヌ・先住民研究センター(編), pp.20-58, 北海道大学出版会。
- 太田好信 2013「アイデンティティと帰属をめぐるアボリア——理論・継承・歴史——序」『文化人類学』78(2): 198-203。
- 大塚和義 2011「国立民族学博物館におけるアイヌ研究と博物館活動の過去・未来・現在」『国立民族学博物館研究報告』36(1): 113-141。
- 荻原眞子・古原敏弘 2007「ロシアのアイヌコレクションについて」『ロシア民族学博物館所蔵アイヌ資料目録』荻原眞子, 古原敏弘, V. V. ゴルヴァチョーヴァ(編), pp.23-29, 草風館。
- 児島恭子 2004「土佐林コレクションの風景」『土佐林コレクションに見るアイヌ民族の美の世界』早稲田大学文学部考古学研究室(編), pp.6-8, 早稲田大

学会津八一記念博物館。

小谷凱宣 2004「海外アイヌ文化財調査：目的と経過，収集の歴史，調査研究の成果」『海外のアイヌ文化財：現状と歴史』小谷凱宣（編著），pp.6-22，南山大学人類学研究所。

古原敏弘 2004「物質文化研究の可能性」『海外のアイヌ文化財：現状と歴史』小谷凱宣（編著），pp.149-153，南山大学人類学研究所。

財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構（編） 1998『平成9年度財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構 展示事業 アイヌの美 土佐林コレクションの世界』。

財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構（編） 2002「マンローをめぐる人々」『海を渡ったアイヌの工芸 英国人医師マンローのコレクションから』pp.98-107。

佐々木史郎・古原敏弘・小谷凱宣（編） 2008『北海道内の主要アイヌ資料の再検討』（日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（B）研究成果報告書）国立民族学博物館。

島田真琴 2011「イギリスにおける盗失・略奪美術品の被害者への返還に関する法制度」『慶応法学』21：79-115。

昭和女子大学光葉博物館（編） 1995『アイヌ民族の服飾展 そのわざと美』スチュアート ヘンリ 1996「現在の採集狩猟民にとっての生業活動の意義」『狩猟採集民の現在』スチュアートヘンリ（編著），pp.125-154，言叢社。

高橋暁・益田兼房 2010「文化遺産保護と紛争に関する国際規範形成の歴史」『歴史都市防災論文集』4：225-232。

手塚薫 2002「マンローをめぐる人々」『海を渡ったアイヌの工芸 — 英国人医師マンローのコレクションから —』財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構（編），pp.98-107。

出利葉浩司 2012「博物館と政治的アイデンティティ：北海道の地方博物館を例に」『政治的アイデンティティの人類学』太田好信（編著），pp.138-160，昭和堂。

中内康夫 2011「日韓間の文化財引渡しの経緯と日韓図書協定の成立 — 国会論議を中心に振り返る —」『立法と調査』319：14-25。

林容子 2004「在日朝鮮文化財問題のアートマネジメントの観点よりの考察」『尚美学園大学芸術情報学部紀要』5：57-79。

藤岡麻理子・平賀あまな・斎藤英俊 2008「1954年ハーグ条約に基づく履行状況報告書とその内容 — 武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の履行状況

- 況とその課題 その1 —」『日本建築学会計画系論文集』73(626):897-903。
北海道開拓記念館(編) 1991『移動開拓記念館 北方民族資料展』財団法人北海道職員互助会。
- 北海道開拓記念館(編) 1998『小倉・北海道観光物産興社・W.カーティスコレクション他資料目録』(北海道開拓記念館一括資料目録第32集)北海道開拓記念館。
- 北海道大学アイヌ・先住民研究センター(編) 2010『アイヌ研究の現在と未来』北海道大学出版会。
- 山田淳子(編) 2013『小山で生まれたアイヌコタンの医師高橋房次解説図録』(小山市立博物館開館30周年記念 第61回特別展)小山市立博物館。
- 早稲田大学文学部考古学研究室(編) 2004『土佐林コレクションに見るアイヌ民族の美の世界』早稲田大学會津八一記念博物館。